

## 別表六（二十八）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が令和4年改正前の措置法（以下「令和4年旧措置法」といいます。）第42条の12の5第1項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載します。
- 2 「教育訓練費の額9」及び「教育訓練費の額34」の各欄は、令和4年改正前の措置法令（以下「令和4年旧措置法令」といいます。）第27条の12の5第14項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する教育訓練費の額を記載します。
- 3 「前事業年度又は前連結事業年度26」の月数が6月に満たない場合（その月数が令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する適用年度の月数に満たない場合に限り。）には、令和4年旧措置法令第27条の12の5第5項第2号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除きます。）若しくは旧令和2年改正前措置法令（令和4年改正前の令和2年改正前措置法令（令和2年6月改正令附則第2条第2項（法人税法施行令等の一部改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年6月改正前の措置法令をいいます。）をいいます。以下同じです。）第27条の12の5第6項第2号イ（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除きます。）の損金の額に算入される給与等（令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等をいいます。以下同じです。）の支給額、令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は旧令和2年改正前措置法令第27条の12の5第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除きます。）の損金の額に算入される給与等の支給額、令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を「28」から「30」までの各欄の上段にそれぞれ外書として記載します。この場合において、  
「 $\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{②の前事業年度又は前連結事業年度の月数}} \times 27$ 」中「(26)の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、「調整比較雇用者給与等支給額31」中「(28の①) - (28の②)」とあるのは「((28の①) + (28の①の外書)) - ((28の②) + (28の②の外書))」と、「新規雇用者比較給与等支給額32」中「(30の①) - (30の②) + (30の③)」とあるのは「((30の①) + (30の①の外書)) - ((30の②) + (30の②の外書)) + ((30の③) + (30の③の外書))」として計算します。
- 4 令和4年旧措置法令第27条の12の5第6項又は第8項（これらの規定を同条第19項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受けるときにおける「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によります。
  - (1) 「調整比較雇用者給与等支給額31」には、令和4年旧措置法令第27条の12の5第20項（第2号に係る部分に限り。）の規定により計算した令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第4号ロに掲げる金額を記載します。
  - (2) 「新規雇用者比較給与等支給額32」には、令和4年旧措置法第42条の12の5第3項第6号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を記載します。